

令和 7 年秋の全国交通安全運動実施計画

関東運輸局東京運輸支局

1. 令和 7 年 9 月 2 1 日（日）～ 令和 7 年 9 月 3 0 日（火）

2. 交通安全運動の重点目標

- （１）歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- （２）ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- （３）自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
- （４）二輪車の交通事故防止（地域重点）

3. 支局実施要旨

実施予定	実施事項	実 施 内 容
期間前	通達	自動車運送事業に係る関係団体、管内自動車検査登録事務所、関係機関等に対し、本運動の趣旨及び積極的な推進について徹底を図る。
期間前及び期間中	講習会及び事故防止会議	自動車運送事業者の運行管理者等事故防止担当者を対象とした講習会、事故防止委員会等において、管内における自動車運送事業の用に供する自動車事故の概況及び傾向の情報を提供することにより、関係事業者等の安全対策の一層の推進を図るとともに本運動の趣旨の徹底を図る。
期間中	広報活動	庁舎内外への立て看板、垂れ幕等の掲出及び職員には、「交通安全運動期間中」である旨のリボンを着用させ、来庁者に対して本運動の趣旨についての周知を図り、交通安全に対する意識の高揚に努める。 また、街頭検査の際、ユーザーに安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の指導を行う。
	監査及び査察等	自動車運送事業者及び自動車特定整備事業者に対し、交通事故防止及び適正な事業運営について指導する。 特に、重大事故を惹起した自動車運送事業者に対しては、重点的に監査を実施し、安全規制が守られていない場合は厳格な行政処分を実施する。
	街頭検査の実施	検査対象車両、検査実施事項等 （１）通行車両全般について、保安基準への適合状況を検査する。 特に前面、運転席及び助手席の窓ガラスへ着色フィルムを貼付したり、不適正な灯火を装着した不正改造車両の排除に努める。 （２）ガソリン・ＬＰＧを燃料とする自動車の排出ガス中に含まれるＣＯ・ＨＣ濃度の測定及び軽油を燃料とする自動車の排出黒煙汚染濃度を測定し、保安基準への適合状況を検査する。 （３）過積載及び暴走行為を助長するような不正改造車の排除に努める。 （４）シートベルトとチャイルドシートの着用状況を調査するとともに、着用の励行について指導する。
	定期点検整備の実施状況調査及び日常点検整備の励行の促進	定期点検整備の実施状況を調査するとともに、定期点検整備及び日常点検の励行について指導する。
	シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底	期間中の講習会等において、シートベルト及びチャイルドシートの着用について指導するとともに、当支局の職員に対しても着用の励行の徹底を図る。